

令和元年度

第9回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和元年1月22日（水）午前10時00分

場 所：東京都庁第一本庁舎 16階 特別会議室S6

議 事

(1) 「パークシティ武蔵小山ザモール」の新設について

○松波会長 まず、品川区の「パークシティ武蔵小山ザモール」における武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 1月1日付で事務局担当となりました金子と申します。よろしくお願いいたします。

では、審議案件の概要「パークシティ武蔵小山ザモール」の新設について、ご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

資料1の1ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和元年6月20日、設置者は武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合、店舗の名称は「パークシティ武蔵小山ザモール」、所在地は品川区小山三丁目15番1号、小売業者名は株式会社ローソン、ほか未定での届出となっております。

新設する日は、令和2年3月1日、店舗面積は3,200平方メートルです。

パークシティ武蔵小山ザモールは、東急目黒線武蔵小山駅前で行う住宅・商業の再開発事業です。もともとは、老朽化した木造の建物が密集する市街地でしたが、今回の再開発で大規模な敷地の統合を図り、タワーマンション及び商業施設を整備したものです。

新設をする日は、令和2年3月1日となっておりますが、物販店舗が1,000平米を超えるのが3月の予定で、一部の店舗は11月に先行オープンしております。

既に開店している店舗は、ドラッグストアのトモズ、冷凍食品のピカール、着物屋、和菓子店等になっており、スーパーの入店予定はございません。

店舗の駐車場は、地下1階に機械式の駐車場24台を整備します。指針の計算による必要駐車台数は、21台となります。このほか、マンション用に別途機械式駐車場177台が整備され、施設全体では201台の駐車場を設けることとしています。駐車場の出入口は、1箇所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は、8台分設けています。

駐輪場は、店舗1階及び地下1階に251台分整備いたします。

品川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例における必要台数179台を上回る措置となります。

このほか、公共用駐輪場を500台、住宅用を656台、施設全体で1,407台の駐輪場を設置します。

荷さばき施設は、店舗1階に設置しまして、面積は134平方メートル分を設けます。使用時間帯は、午前6時30分から午後9時30分までです。

廃棄物等の保管施設は、荷さばき施設付近に1箇所、容量20.37立方メートル分を確保します。物販店舗分の面積から算出した排出予測量は、14.91立方メートルであり、十分な保管量を用意しています。また、同じ部屋で保管を行う併設施設分の廃棄物も合わせた容量の検証も行っておりますが、充足することを確認しております。

開店及び閉店時刻は、午前9時の開店、午後9時の閉店です。ただし、店舗1階のコンビニエンスストアは24時間営業となります。

駐車場の利用時間帯は、午前8時30分から午後9時30分までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は、東急目黒線「武蔵小山駅」の南東約15メートルに位置しておりまして、用途地域は商業地域です。

店舗周辺の状況ですが、北東側は区画道路を挟んで再開発事業実施地区。南西側は区画道路を挟んでパルム商店街が立地、南東側は寺、住宅が立地、北西側は区画道路を挟んで武蔵小山駅、駅ビルが立地するといった環境となっております。

参考情報ですが、当該敷地は従前は商店街の一部とそれ以外は小規模な飲食店等が密集している地域だったとのことです。

「3 説明会について」ですが、令和元年7月6日(土)午後3時から3時45分まで、荏原第一地域センター荏原第一区民集会所で行われまして、出席者数は33名と報告を受けております。

説明会では、来店経路について南側からの来客車両が大きく迂回しているのはなぜか、駐車場の出入口には警備員が配置されるか、開店日はいつか、などの質問が住民の方から寄せられたとのことです。

これに対して設置者より、来店経路については、警察との協議において、パルム商店街を通り抜けるような経路は避けるべきとの指導があったこと、駐車場の出入口には警備員

を配置すること、開店日については、一部の店舗は11月に先行オープンし、物販店舗面積の合計が1,000平米を超えるのは、3月以降になることなどの説明を行い、住民の方々へ理解を求めたとのことでした。

「4 法8条に基づく意見」ですが、品川区の意見を令和元年7月12日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 いえ、結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ございません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ちょっとお伺いしたいんですが、もともとここには小売店があったというふうに今、ご報告があったんですけども、そういう店舗はどこに行くんですか。ちょっと教えていただければ。

○金子課長代理 こちらの再開発で新しく建てられるこの武蔵小山ザモールの中に入っておる店舗もございます。

○吉田委員 入る場合もある。

○金子課長代理 はい。

○吉田委員 ありがとうございます。

○伏見課長 建物の構造上、商店街の通りに面した形で建物が建っておりまして、商店街側にお店を開けているという状況になっています。もともといらっしゃったお店は、一部はそこに入っているという状況です。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 退店経路に関連しての確認ですが、20ページ、青の退店経路になりますが、ちょうど駅のところの駅舎の手前の丁字路のところ、これは右折ということになってお

りますが、これは左折がもともとできないというか、この計画地と駅との間、もともとは車も通る道路ではあるんですけど、この通行ルートとか、そういうことを含めてちょっと教えていただけますでしょうか。

○金子課長代理 ちょうどこの計画地の北側の部分、駅舎手前の丁字路で左折した先の道路につきましては、令和元年11月から歩行者優先化されておりまして、朝7時から夜12時までは車両通行止めとなっております。

○岡村委員 わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ございません。

○松波会長 上野委員ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 一ノ瀬委員ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、「パークシティ武蔵小山ザモール」における武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、品川区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(2) 「(仮称)NTT都市開発原宿駅前計画」の新設について

○松波会長 続きまして、渋谷区の「(仮称)NTT都市開発原宿駅前計画」におけるエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要「(仮称)NTT都市開発原宿駅前計画」の新設

についてご説明申し上げます。

資料1の3ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和元年7月4日、設置者はエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社、店舗の名称は「（仮称）N T T都市開発原宿駅前計画」、所在地は渋谷区神宮前一丁目14番59ほか、小売業者名は未定での届出となっております。

新設する日は、令和2年3月5日、店舗面積は7,608平方メートルです。

駐車場は、店舗の地下2階及び地下3階に機械式の駐車場83台を整備します。指針の計算による小売店舗の必要駐車台数は78台、これに飲食など小売以外の商業施設分として算定した5台を加えた数が、今回の届出台数となっております。このほか、マンション用に19台、ホール用に7台が整備され、施設全体では109台の駐車場を設けることとしております。駐車場の出入口は、1箇所の設置となります。

自動二輪車用駐車場は、商業施設用に5台分設けています。

駐輪場は、店舗地下2階に69台分整備いたします。

渋谷区土地利用調整条例及び渋谷区安心・安全なまちづくりのための大規模建築物に関する条例施行規則における物販店舗分の必要台数244台を下回る措置となりますが、施設全体では住宅用も含めた必要台数340台を上回る349台の駐輪場を整備します。

物販分の届出駐輪台数を69台とした理由は、近隣の商業施設における駐輪場の利用実績を踏まえた必要台数が57台だったためですが、万一、届出台数を上回る利用があった場合には、届出以外の駐輪場に誘導する予定としております。

荷さばき施設は、店舗地下2階に設置しまして、面積は139平方メートル分を設けます。使用時間帯は、午前6時から午後11時まで、ただし、年間10日に限り24時間です。これは、季節の商品の入れ替えを想定した荷さばきで、ほかの車両の出入が少ない深夜時間帯に行う予定です。

廃棄物等の保管施設は、荷さばき施設付近に1箇所、容量31.77立方メートル分を確保します。物販店舗分の面積から算出した排出予測量は28.98立方メートルであり、十分な保管量を用意しています。また、同じ部屋で保管を行う飲食等の併設施設分の廃棄物も合わせた容量の検証も行っておりますが、充足することを確認しております。

開店及び閉店時刻は、午前10時の開店、午後9時の閉店です。ただし、ユニクロ創業祭を想定した年間5日に限り、午前6時半の開店、原宿エリアで年に1回開催しているヴ

オーグ・ファッションズ・ナイト・アウトを想定した年間5日に限り、午後10時の閉店を予定しています。

駐車場の利用時間帯は、午前9時半から午後9時半まで、ただし、年間5日に限り午前6時から午後9時半まで、年間5日に限り、午前9時半から午後10時半までです。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は、JR山手線「原宿駅」の東約30メートルに位置しており、用途地域は南敷地が商業地域50%、第一種住居地域が50%。北敷地は第一種住居地域です。

少し詳細に店舗の位置をご説明しますと、原宿駅の目の前の道路沿いで、竹下通りの入口と神宮橋交差点の間にある建物です。敷地が凸型となっており、一番北側の飛び出している部分は、竹下通り側からのアクセスが可能となっています。

店舗周辺の状況ですが、東側は集合住宅、業務ビルが隣接、西側は特別区道865号線を挟んでJR山手線原宿駅が立地、南側は商業ビル及び集合住宅が立地。北側は商業ビル、集合住宅、専門学校等が立地するといった環境となっています。

参考情報ですが、当該敷地は、従前は低層部が商業、高層部がマンションという9階建ての建物が1棟あったほか、マンションや小規模な建物が複数あったとのことでした。

「3 説明会について」ですが、令和元年8月22日（木）午後6時半から午後7時半まで、千駄ヶ谷区民会館会議室1号で行われまして、出席者数は12名と報告を受けております。

説明会では、自転車駐輪場への動線について、竹下通りは歩行者が多く、自転車で通行することは困難だと思われるが、どのように入庫させるのか、駐車場は、マンション居住者による利用が多くなるのではないかと、原宿エリアは、来訪者によるごみの散乱が問題になっているが、どう考えているか等の質問が、住民の方々から寄せられたとのことでした。

これに対して設置者より、竹下通りでは自転車の押し歩きをお願いし、安全対策については今後の運用の中で検討していくこと、駐車場の届出台数83台は、商業用に確保しており、住居用は19台の範囲内で運用すること、ごみ問題については、施設内にごみ箱を設置し、お客様への案内に努めるほか、地元商店会に加入しているため、連動して対応し、地域の清掃活動等にも参加すること等の説明を行い、住民の方々へ理解を求めたとのことでした。

「4 法8条に基づく意見」ですが、渋谷区の意見を令和元年9月27日に受理してお

りますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

次に、資料3をご覧ください。

宇於崎委員と一ノ瀬委員から、事前質問を頂戴しております。

宇於崎委員からのご質問の一つ目、「開発用地を南敷地と北敷地に2分割したのはなぜですか。」

こちらに対する設置者からの回答は、「当敷地は前面道路側の商業地域と後背地の第一種住居地域にまたがっています。商業用途の建築物は、商業敷地の用途を活用しないと一定規模以上の建築ができません。そのため、南敷地は商業用途が過半となるよう敷地設定し、それ以外の部分を北敷地としまして、二つの建築物を建てております。」

続きまして、ご質問の2点目、「南敷地については、用途地域が商業地域と第一種住居地域にまたがっており、それぞれの指定容積率は500%と300%です。届出書6ページの店舗面積等の内訳から単純計算すると、敷地全体で使用容積率528.8%、南敷地に限ると使用容積率564.8%と指定容積率を大きく超えていますので、何らかの開発手法が用いられたと思います。それは何でしょうか。」

対しまして、設置者回答は、「届出添付資料の面積表の延床面積は、容積対象ではありません。駐車場等の容積対象外の面積が含まれています。容積対象床面積は1万9,093.68平方メートルとなっており、指定容積率内の計画となっています。」

ご質問の3点目、「開発手法によっては公共空間の創出や地域貢献が求められますが、地域や都市空間に対してどのような還元をしていますか。」対しまして、「既存建築物の建てかえであり、当該建築物については、都市開発諸制度は活用しておりません。」

続きまして、一ノ瀬委員からのご質問です。

「届出書3、4ページを見ると、年間5日に限り開店・閉店時間が違うことが記載されていますが、この5日についての具体的な時期や目的について教えていただけますでしょうか。」対しまして、「開店時間6時半については、ユニクロの創業祭、閉店時刻午後10時についてはファッションズ・ナイト・アウトを想定しております。ユニクロ創業祭は年に2回、5月と11月に実施予定で、その期間は計5日から7日間ですが、早朝6時30分からの営業は、それぞれ初日のみを予定しております。また、ファッションズ・ナイト・アウトは、ファッション誌「VOGUE」主催で実施しているファッションとショッピングのイベントで、平成21年以降、年1回、表参道・青山・原宿エリアで開催されていま

す。様々なブランド、地域団体、商業施設が一体となり、各種イベント等を実施しています。」

頂戴した事前質問及び回答は、以上となります。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 ちょっと教えてください。届出書によると、小売店舗はまだ未定になっているのに、今、一ノ瀬委員からも質問ありましたけれども、例えば開店時間と閉店時間がもう既に想定されているというのは、どういう関係になっているのでしょうか。

○伏見課長 届出段階で既に決まっているものもあり、届出以降、それが公表されたというものもありますので、届出書はそれを踏まえたものになっております。先ほどのユニクロとかにつきましては、既に公表されているものでしたので、その内容をご説明したという形になっております。

○宇於崎委員 7月4日に届出がされてから、いろいろやりとりがあるうちに、今、未定と書いてあるところがどんどん埋まってくると。それは、こちらには情報は来ないんですね。

○伏見課長 正式に公表できるものとできないものがあるようでして、決まっていますという情報をもらっていても、まだ公表できるものではないということになります。できるもの、今のような形で既にホームページ等で公表されているものにつきましてはこちらでご紹介していますが、それができないものについては、公表を差し控えていただいているという状況でございます。

○宇於崎委員 わかりました。結構です。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 結構です。

○松波会長 新田委員ございますか。

○新田委員 原宿駅は今改修していると思うんですけども、それっていつでしたっけ、でき上がるの。

○金子課長代理 3月の予定と聞いております。

○新田委員 やっぱり同じ頃なんですよ。今、原宿駅、とても混雑していて、階段部分

だとか土日になると人があふれていて、駅前も今とても怖い状況になっているんですね。本当に人があふれて、いつ道路に出てもおかしくないぐらいの状況で、その原宿駅の改修と、それからこの今、ここの地図ではGAPになっているところ、今アットコスメになって、この間、人がやはり多かったと思うんですけども、何かその辺の混雑状況が、もう竹下通りがすぐ横ですから、私たちも想像がつかないぐらいの混雑になるんじゃないかと思うんですけども、何かそういう面で、交通というよりも人の整理というか、動線だったり、それから東京オリンピックになると、この代々木第一体育館も歩いてすぐですよ。それから明治神宮もすぐ横なので、観光客も非常に多いです、その辺のこと何か対策とかなさっているのでしょうか。このビルに限らないと思うんですけども。

○金子課長代理 まず、こちらの施設の駐車場の出入口のあたりにつきましては、整理員が2名ついて、歩行者の安全を確認しております。あとは、こちらの建物、原宿駅側から入っていただいて、階高の違いはあるんですけども、竹下通り方面に自然に抜けられるようなつくりになっております。この建物によって竹下通りから迂回する経路ができ上がってまいりますので、駅前の混雑が多少は緩和されるかなと思います。

○新田委員 すごいんですね。よく行くんですけど、本当にすごくて。

わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 二つあるんですけども、一つの質問は、駐輪場が物販店舗分というのは、条例によっては244台と書いてあるけれども、ここでは69台ですよ。ですが、何か足し合わせると349台になるから、条例の244台は一応満たすというふうな先ほどご説明ございましたよね。その条例の算出台数自体に、何か問題があるんですか。

○伏見課長 条例では、建物の規模とか、そういうものから一定の必要台数を出しています。この規模の建物ですとこれぐらいの台数が必要だということで、各区が条例で定めているものになりますので、区内のいろいろな状況を見た中で基準をつくっている区の考え方になるかと思います。

物販分につきましては、先ほどもご説明したとおり類似店舗の実績を見て、そこまで自転車での来店はないという想定のもとで、届出の台数は少し減らしているという状況でございます。

○吉田委員 何かそこら辺がちょっと納得できないんですね。何ていうんですか、条例

では244台と計算しています。だけど、ここでは69台でいいでしょうという、その何か見計らい、勝手な裁量というんでしょうか。そこは、もしそういうことであれば、何かその条例自体がもう一度計算し直すべきなのか。この数かなり違いがあつて、4分の1ぐらいになってしまっているの、条例は何だったんでしょうという感じにもなっています。

○金子課長代理 補足させていただきますと、渋谷区のこちらの自転車の条例が、平成26年に初めて施行されておまして、それ以降の建築確認申請での適用になってきますので、立地法の届出店舗で附置義務が課された施設が出てくるようになったのは最近のことです。まだ駐輪場が整備され始めて間もない状況ですので、区も台数の基準が適当なのかどうかというところまでは検証できていないかもしれないんですけども、制度が動き始めたばかりだということ考えていただければと思います。

○吉田委員 どういうんですかね。ですからそこに人を配置して、全体の349台分へもし自転車 cameたら、そちらに誘導するということをするわけですか。

○金子課長代理 もし69台以上の需要があつた場合には、係員が安全に配慮して誘導するという計画です。

○吉田委員 人がついているという。必ずつくんですよ。

○金子課長代理 はい。こちらの施設につくる駐輪場は、この施設に来るお客さん以外、例えば近隣の美容院で働く従業員の方等にも定期利用等でご利用いただけるもので、そういった需要はある程度見込んでおります。一般の来店客による駐輪場の利用はあまり多くないと想定していますが、想定より多かつた場合には定期利用の部分も開放します。

○吉田委員 もしもいっぱいであれば、残りの、つまり69台以外のところへの誘導はしてくださる。

○金子課長代理 はい。定期で想定していたところにも誘導していくということです。

○吉田委員 ですので、この辺はちょっと今後の渋谷区の駐輪場の台数の計算の仕方、その辺は見届けておかないと、こういうアバウトだと何かあつてないようなものになってしまうような気がするの、都庁でもちょっと見張っていただきたいというふうに思います。

それで、今お話あつたように、新田委員がおっしゃつたように原宿の前、本当に混んでいるんですよ。そうすると自転車などが違法にとまれば、余計人通りを妨げるようなこ

とになってしまいますし、ですので、このアバウトな条例の中で、面倒くさいからどこかにとめてしまって、人の通りを遮るようなことになるのは、やはりすごくよくないことだと思うので、ちゃんと人を配置していただきたいということは、申し上げておきたいと思います。

それからもう一つなんですけれども、やはりごみ問題がすごくあるんですね。私も原宿へ行くことはあるんですけれども、若者が、大人のまちというよりは子供の、若者のまちですよ。そして、何か立って、道路で物を食べるんですよ。それで、そのごみを捨てる場所が余らないんですよ。なので、例えばこういうふうにこの新しい建物ができると、何かそこに入ってごみ捨てちゃおうかなみたいなのがあって、よくありますよね。家庭のごみは持ち込まないでくださいとか、そこの店舗で必要なごみは捨ててもいいけれども、店舗で発生したもの、外から入ってきた勝手な人間が、通りがかりにこのお店の中で、よくわからないんですけれども、もしもコンビニなどがあつたら、コンビニのところにごみを捨てるというようなことが、それは排除するんですか。それとも、ごみ問題にも協力しますというようなことをおっしゃっているのであるならば、何か周辺のごみ対策に協力するような、何か工夫を考えていらっしゃるのかどうか知りたいです。

○伏見課長 設置者が行いました地元の説明会でも同じような話は指摘されておまして、かなりの数の来客があるということで、ごみ問題も含めて環境の問題につきましては、大きな問題として設置者も捉えているということは、説明会の場で報告をしております。

対応につきましては、地元の商店会にも加盟することになっておまして、施設内で必要な、例えばごみ箱を設置するとかいうのは当然なんですけれども、商店会を通じて行われる周辺一帯のさまざまな活動にも十分協力し、その周辺全体で商店会の活動の中で、地域全体の問題に対する対応を連携して図っていきますというふうに設置者は申しておりますので、その中でやっていただくということになるかと思えます。

○吉田委員 こういうふうにオープンしてみて、さらにごみが増えるというような状況でもしあつたら、何か都庁のほうから勧告というか言えるんですか。

○伏見課長 ごみについては、届出の中では廃棄物の話になります。来場者のもたらずごみの処理については、届出の中に特段ないんですが、そこは周辺環境への配慮として、きちんと対応してもらうことになります。地元説明会でも言っているとおり、設置者として地元商店会と連携しながら対応していただくということになるかと思えます。

- 吉田委員 じゃあ、そのところはよろしくお願いします。
- 松波会長 岡村委員、ございますか。
- 岡村委員 特にございません。
- 松波会長 木村委員、ございますか。
- 木村委員 一つ教えてほしいんですけども、集会所というのが3階にあるんですけども、この集会所というのは、何に使うものなんですか。
- 金子課長代理 展示会や商品発表会などで使われる予定と聞いております。
- 木村委員 そのときに、催事で物販などを売る場合は、大店法にはひっかからないということですか。
- 金子課長代理 こちらの場所では、小売としての利用はしないというふうに設置者から聞いております。
- 木村委員 了解しました。
- 松波会長 上野委員ございますか。
- 上野委員 ございません。
- 松波会長 一ノ瀬委員ございますか。
- 一ノ瀬委員 ありません。
- 松波会長 野田委員ございますか。
- 野田委員 先ほどご指摘ありましたが、駐輪場の条例等による算出台数を満たしていないということで、実績を踏まえた必要台数というようなご説明だったかと思うんですけども、条例の基準を満たしていないという例は余りほかにはないと思いますし、やはり条例で定められた基準というものの意義を踏まえて、実態として足りないという状況があった場合には、至急対応したり、誘導を的確に行うというようなことで、やはりここは注視していかなければいけないのではないかなと思っております。
- 以上です。
- 松波会長 それでは、審議会としましては、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、「(仮称)NTT都市開発原宿駅前計画」における、エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、渋谷区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(3) 「東陽町P J新築工事」の新設について

○松波会長 続きまして、江東区の「東陽町P J新築工事」における、エムジーリース株式会社による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、審議案件の概要「東陽町P J新築工事」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の5ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和元年7月19日、設置者はエムジーリース株式会社、店舗の名称は東陽町P J新築工事、所在地は江東区南砂二丁目3番1、小売業者名は株式会社タイヨーでの届出となっております。

新設する日は、令和2年3月20日、店舗面積は1,607平方メートルです。

駐車場は、敷地内北側店舗2階の50台分を物販店舗用としております。立地法指針の計算による必要駐車台数と同数の措置となります。このほか、併設施設のスポーツ施設用で19台、従業員用で17台、施設全体では86台の駐車場を設置します。駐車場の出入口は、敷地北西側に出入口を1箇所設置します。

自動二輪車用駐車場は、11台分設置いたします。

駐輪場は、敷地内西側の1箇所、147台分を届出駐輪場としています。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例による物販店舗分の必要駐輪台数76台を上回る措置となっております。併設のスポーツ施設を含めた施設全体の必要駐輪台数は234台であるため、届出駐輪場147台のほかに、従業員等駐輪場76台、自動二輪車用駐車場11台を設置し、施設全体として234台の駐輪場を確保しております。繁忙時に届出の147台の駐輪場が満車となるようなことがあれば、従業員等駐輪場に案内する計画としています。

荷さばき施設は、店舗1階に1箇所、面積40平方メートル分を確保します。使用時間帯は、午前6時から午後10時です。

廃棄物等の保管施設は、店舗1階の荷さばき場に近い場所に配置しておりまして、容量は8.33立方メートル分、店舗からの排出予測量7.49立方メートルに対し、充足する計画です。

開店及び閉店時刻は、午前7時の開店、午前0時の閉店で、駐車場の利用時間帯は、午前6時半から翌午前0時半を予定しています。

次に、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は、東京メトロ東西線「東陽町駅」の北東約450メートルに位置しております。店舗東側は低層住居が隣接、西側は区道を挟んで集合住宅が立地、南側は宗教施設が隣接、北側は事業所ビルが隣接しています。用途地域については、第二種住居地域となっております。

参考情報としまして、本件敷地は時間貸しの平面駐車場があった場所と聞いております。

「3 説明会について」ですが、令和元年8月30日（金）午後7時から午後8時まで、江東区文化センター展示室で行われまして、出席者数が27名と報告を受けております。

説明会では、駐車場は左折入庫だが、右折入庫しようとする車両にはどのように対応するのか、荷さばき車両の大きさはどの程度なのか、駐車場、駐輪場は24時間利用なのか等の質問があったと聞いております。

これに対して設置者は、入口に右折入庫禁止の表示をし、開店から午後7時ごろまで来客が多い時間帯には整理員を配置し、右折対策を行うこと、荷さばき車両は最大で4トンロング車であること、駐車場、駐輪場は24時間利用可能であることを説明し、住民の方へ理解を求めたと聞いております。

「4 法8条に基づく意見」でございますが、江東区の意見を令和元年11月1日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

次に、資料3に移ります。

宇於崎委員から事前質問を頂戴しております。

ご質問の1点目、「東側の隣地境界線に沿って2階の駐車場に上るスロープがつくられています。ここに面して複数の住宅が建っていますが、合意は得ていらっしゃるでしょうか。」

対しまして設置者からの回答ですが、「計画地東側に面した戸建て住宅については、昨年6月下旬から7月中旬にかけて戸別訪問し、図面等をもって説明をいたしました。この

うち1戸で騒音のほか、光害・排気ガスなどに対し、2階駐車場の東側を全て塞ぐよう要望が出されましたが、法令上それができない旨を伝え、遮音壁や植栽の設置を行うことで納得いただきました。そのほかの住宅については、ご理解いただいております。」

ご質問の2点目、「騒音対策として遮音フェンス、外壁設置などが届出書14ページに記載されていますが、この部分の駐車マスに前進駐車または後進駐車が決まりはありますか。ある一定時刻以降は、この部分の駐車マスを使用させない工夫はありますか。従業員駐車場もこの部分にあります。店舗終了後、0時30分から1時ごろには必ずエンジン音がするというのでしょうか。」

対しまして、設置者からの回答は、「前進駐車または後進駐車といった駐車の方については現在のところ決めておりません。また、深夜時間帯等の一定時刻以降の利用制限は考えていませんが、西側（道路より）から駐車していただく旨の看板を設置し、常時その運用が可能となるように呼びかけていく予定です。なお、従業員車両についてですが、ご指摘のとおり、店舗終了後にエンジン始動音等が発生します。営業時間中から分散して帰宅いたしますので、全ての従業員が閉店後に一斉に帰宅するわけではありませんが、アイドリングストップやゆっくり静かにドア開閉を行うなど、ソフト面での配慮に関する教育を行います。」

ご質問の3点目、「3階にフットサルコート、5階にテニスコートがありますが、これも騒音の発生源になります。東側の隣地境界線に沿っては、十分な遮音がとられていると考えてよろしいでしょうか。」

これに対しまして設置者からの回答は、「フットサルコート・テニススクール等の併設施設固有の騒音発生源、騒音レベル、騒音予測等については求められていないため、届出書上の騒音予測において音源として捉えておりません。併設施設の入る3階から5階の構造については、3階の吹き抜け部分である4階の東側には採光用の窓がありますが、通常閉め切っており、音の伝搬はないものと考えております。」

頂戴した事前質問及び回答は以上です。

以上で、事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

- 宇於崎委員 結構です。
- 松波会長 中西委員ございますか。
- 中西委員 結構です。
- 松波会長 新田委員ございますか。
- 新田委員 午前0時に閉店した後に、アイドリングだとかの問題も話されていたんですけども、従業員の帰宅の足というのは基本的には車なんですか。
- 金子課長代理 届出書の6ページでは、従業員80名程度で2割利用想定で考えております。
- 新田委員 わかりました。ありがとうございます。
- 松波会長 吉田委員、ございますか。
- 吉田委員 ちょっと図面がよくわからないのですが、店舗の出入口のところの、駐車場に入ってくるのは一方通行ですか。そうではないんですかね。
- 伏見課長 一方通行ではありません。
- 吉田委員 それでは、ここに西友がありますよね、手前に。今度できるものの前。その駐車場の出入口もありますけれども、これはどっちから入ってくるんですか。
- 伏見課長 対向車線になりますので、左折で入って左折で出るという形です。
- 吉田委員 じゃあ、ここ入れ違う感じですね。向こうは、地図で言えば南から入ってきて。
- 伏見課長 南から左折で入って、上のほうに左折で出ていくという形です。
- 吉田委員 こちらは、必ず上から入ってくるんですね。
- 伏見課長 そういう経路に設定してございます。
- 吉田委員 それは指示が出ているんですね。
- 伏見課長 はい。
- 吉田委員 じゃあ結構ですけども、両方とも店舗の駐車場の出入口が非常に近いところで隣接しているの、溜まっちゃったりしたときに、非常に交通安全よくないかなと思ったんですけども、その辺は大丈夫だと考えていらっしゃるんですか。大丈夫ですか。
- 伏見課長 それぞれ周辺の交通状況を考慮し、警視庁とも協議した内容で届出は出されており、問題はないと判断しています。
- 松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員ございますか。

○木村委員 事前に質問したんですけれども、このスロープのところは、騒音に関しては基準値を超過する場所があるというふうに聞いたんですけれども、宇於崎先生の質問で、設置者の回答が法令上できないという答えなんですけれども、基準値は超えているということとを個々のその対象の住居にお伝えしているんでしょうか。

○伏見課長 建物の図面などを示して、状況を踏まえて個々に説明をしているというふうに聞いております。

○木村委員 いや、法令上できないという言い方ですと、その基準値は超えていますよということとを事前に住居に対して説明しないと、ちょっと矛盾があると思うんですよね。要は、住居の方は何も基準値についてそのデータを知らなくて、法令を超えているからできないんですよ、我慢してくださいということとで了解しているとなると、不十分な気がするんですけれど。

○金子課長代理 地元説明会において、規制基準値を上回りますということで明記して資料を配っております。

○木村委員 そうするとその住居の方は、基準値を超えているというのはご存じだということとでよろしいんですか。

○金子課長代理 説明会で広く説明しておりますので、当然関わってくる戸建ての住宅の方々にも説明していると考えられます。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ちょっと教えていただきたいんですけれども、29ページの騒音発生源位置図というところに、遮音壁の配置だとか、測定点が書かれているんですけれども、このNo. 1の遮音壁というのは、赤い線でぐるっについて、一部途切れてまた南側、南東の壁についているという理解ですかね。一部途切れて。

○金子課長代理 同じ色で少し分かりづらいのですが、南東側のほうは外壁です。

○上野委員 こちらは外壁で、もう壁が。

○金子課長代理 建物上作られております。

○上野委員 この赤線が途切れているように見えていますが、ここはどうなっていますか。

○金子課長代理　ここは、開口しなければならぬ部分です。

○上野委員　そうですか。何か、そうだとすると普通考えると、その開口のところから開口に面しているあたりのほうが、騒音の影響は大きくなるんじゃないかなと思うんですけど、このc´とかd´とか、開口に近い部分には予測地点が置かれていないのがちょっと違和感があって、その辺の状況、ちょっと図面が読み切れていないのかもしれないんですけども。ご説明いただけますか。

つまりその塞いである、何ていうんだらう、塞がっているところの近いところに予測地点を取ったら、何ていうか危険側というか、低い側の予測値が出て、開口の部分のところに予測地点がないのはどうなのかなと。

○金子課長代理　そうですね、この予測地点を設定するときに、やはり一番距離が取れないところをとということで、車路と住居が一番隣接しているところで設定していると思います。開口部は比較的住居との距離は取れていますので。あとNo. 2遮音壁というのは敷地の境界線上にはもう1枚ございます。

○上野委員　でもこれは、低いんですよね、結構。1.5メートルだから。でもそこで大丈夫ということなんですかね。ちょっとその辺が気になったので、ご質問させていただいたんですけども。この開口に面したあたりでは、ちょっと立面というか縦方向の位置関係がないので、ちょっとよく理解できていないところもあるんですけども、その開口に面したところでの騒音影響というのは、このNo. 2の遮音壁によって塞がれているという理解で大丈夫なんですかね。

○金子課長代理　多分、東側のc´、d´、e´全てにおいて基準値を超過しておりますので、恐らくこのc´とd´の間の地点でも超過する可能性は高いのかなとは思いますが、全てのこの張りついている住宅に対しては、1軒1軒説明しております。個々の住居での予測値をデータではお示しできていないかと思うんですけども、基準は超過するという事は説明しております。

○上野委員　わかりました。

○松波会長　一ノ瀬委員、ございますか。

○一ノ瀬委員　ありません。

○松波会長　野田委員、ございますか。

○野田委員　ありません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、「東陽町P J新築工事」における、エムジーリース株式会社による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(4) 「西友東陽町店」の変更について

○松波会長 次に、江東区の「西友東陽町店」における大出産業株式会社による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、「西友東陽町店」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の7ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は令和元年7月19日、設置者は大出産業株式会社、店舗の名称「西友東陽町店」、所在地は江東区東陽四丁目12番30号、小売業者名は合同会社西友ほか4名です。

今回の変更届の内容は、隔地駐車場の閉鎖による駐車場の位置及び収容台数の変更となります。

届出書の2ページをご覧ください。当該店舗は、敷地内北側の駐車場No. 1のほか、隔地の駐車場No. 2を届出駐車場としておりましたが、このうち隔地の駐車場No. 2が閉鎖されることになりました。駐車場の位置及び収容台数についてですが、届出書の20ページ、図面2-1周辺見取図(変更前)をご覧ください。変更前は、店舗の前面道路を挟んだ十数メートルの位置に駐車場No. 2がございました。この届出書を1枚おめくりいただきまして、21ページ、図面2-2が周辺見取図(変更後)になっておりますが、駐車場No. 2がなくなっております。駐車場No. 2は、5台分届出がされていましたが、駐車場利用実態を確認したところ、駐車場No. 1の25台分だけで充足するという確認が取れたため、今回、駐車場No. 2をなくし、駐車場No. 1のみの届出にすることにしたものです。駐車場が1箇所減ったため、出入口の数も減となっております。

変更予定日は、令和2年3月20日となっておりますが、報告事項といたしまして、実際はこの契約解除が既に実行されており、変更前駐車場No. 2の土地は、先ほどの審議案件「東陽町PJ新築工事」の建物が建設されております。このため、既に駐車場No. 1のみの運用となっております。

駐車場の位置及び収容台数の減は、変更より8か月以上前に届出をしていただく必要がある事項でございますので、設置者からは一連の経緯の報告とともに、未届の変更を行ったことについて文書にて説明を受領しております。都としましても、改めて大店立地法の趣旨の理解促進、手続の遵守と無届での変更の再発防止について、設置者に指導を行うこととしております。

また、駐車可能時間帯については、届出上、これまでは駐車場No. 1は午前9時から午後10時としていたところ、店舗営業時間である24時間に対応するため、駐車可能時間帯も24時間に変更することとしたものです。こちらの変更につきましては、8か月制限がかからないため、令和元年7月20日から既に実施されております。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は、東京メトロ東西線「東陽町駅」の北側約400メートルに位置しております。用途地域は第二種住居地域で、周辺は北側、東側、西側は第二種住居地域。南側のみ準工業地域です。

店舗東側は区道を挟んで商業施設が立地、西側は江東区文化センターが隣接、南側は区道を挟んで集合住宅が立地、北側は集合住宅が隣接しています。

「3 説明会について」ですが、令和元年8月30日（金）午後7時開始として、江東区産業会館で開催することとしておりましたが、当日出席者はいなかったと報告を受けております。

「4 法8条に基づく意見」ですが、江東区の意見を令和元年10月15日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員 ございますか。

○宇於崎委員 書類をもらってこういう理由だったということはわかったんですが、変更する日が7月20日に実際には変更したという記録になってはいますが、届出日が前日で、

実際には隔地駐車場の契約解除ってもっと早かったんじゃないかと思うんですよね。それが、7月20日でいいのかというのが、どういうふうに考えればいいんでしょう。

○金子課長代理 実際にはもっと早い段階で、1月と聞いております。

○伏見課長 1月末というふうに聞いておりまして、実態としては既に行われてしまった案件でございまして、その時点でもう届出義務違反ということにはなっています。あとはその届出を出していただく日と、それから8カ月間基本的には制限がかかって変更ができないという仕組みになっていますので、その日数を計算した上での届出日と変更日となっております。

○宇於崎委員 手続的にはよくわかるんだけど、記録に残るのはこういう記録が残っちゃうので、果たしていいのかみたいな話は、多分審議会としてはあるんじゃないかなと思うんです。

どうしようもないと思います。わかりました。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 これは手続がおかしいということをお伝えくださいということに尽きるかなとは思いますが、ただ一方で、その仕組みとしてそういうことが起きたときに、何といいますかペナルティ的に機能するものがないというところも、制度上は問題なのかなと思いますので、今後の課題としてご検討くださいというふうにしておきます。

○松波会長 新田委員ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 吉田委員、ございますか。

○吉田委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 今の件なんですけども、その届出書が出た時点で、既に東京都側としては隔地駐車場はもうないよというのがわかっていたんですか。

○伏見課長 届出時点でそういう状況を聞いております。

○木村委員 聞いているとすると、この届出書自体が虚偽になるわけですよね。

要するに、既に届出が出ている段階で、隔地駐車場がないのに、要するに変えるのは、

令和2年の3月20日ですか。いいですよということですか。

○伏見課長 届出から8カ月の制限というのは、制度上の決まりになっております。そこはさかのぼった日付で受けるというのもできないのと、実際に届出を持ってこられたのがその日付になりますので、制度上決められた日付というのは、届出を受ける中ではこれは守らなければいけない。実態と違うということにつきましては、先生がおっしゃるとおりでございますので、そこはきちんと法令を遵守していただくように別途指導してまいりたいというふうに思っております。

○木村委員 そうすると、例えば東京都側の書類、意見なしということなんですけども、その部分に何かペナルティーを書くとかそういうことはないんですか。

○伏見課長 審議会を経まして、東京都の意見としては意見なしというふうにしますが、今回の事態について経緯を説明してもらっており、それを踏まえてきちんとした届出の履行と法令を遵守していただくことを別途文書の形で、設置者の方には伝えたいと考えております。

○木村委員 そうすると審議会としては、この届出書はオーケーですよということになるわけですね。

○伏見課長 届出期日の問題はありますが、届出内容で周辺環境に及ぼす影響が問題ないのかということについてご検討いただいて、問題ないという見解であれば、その部分については了解を得ましたという形になります。日付が違っているということについては、審議会で承認いただいたわけではなくて、別途こちらのほうで指導していくという形になります。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 上野委員ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 一ノ瀬委員ございますか。

○一ノ瀬委員 ありません。

○松波会長 野田委員ございますか。

○野田委員 ご質問させていただきたいんですけども、この大店法のこの17条の罰則規定に当てはまるということになるんでしょうか。大店法のこの緑のほうの54ページの罰則というのがあって、100万以下の罰金というのが定められていて、5条1項による

届出をせず、もしくは虚偽の届出を行いというところに形式的には当てはまるんでしょうかね。届出は行ったんですが、その期日が遅いということも含め、遅滞したということも含めて、ここに当てはまるということにはなるんでしょうかね。

○伏見課長 日付の部分がずれている、それから実態として、届出の期日より前に変更されているという点では、ある意味虚偽ということにもなるかと思いますが、そこも含めてきちんと届出を出していただいたということをもって、この罰則を適用するまでには至らないと判断しております。これまでの事例にも照らしまして、そういう判断のもとに今回は、内容については審議でご了解いただいた上で、期日届出漏れについては別途文書で警告を発するという対応にさせていただきたいと考えております。

○野田委員 ご判断として、これまでの運用も踏まえて、今回はこれを課さずに、要件には当てはまる可能性があるけれども課さずに、運用として警告書を発するというご判断をされるということですね。承知しました。

この駐車台数の減少については、特にこれは基準を満たしているかどうかということは問題にならないんですかね。

○金子課長代理 新設のときは、指針に基づいて作っていただくんですけども、変更のときは実際の利用状況を踏まえて、ピーク時在庫台数までは減らすことができるというふうになっております。

○野田委員 これまでの利用実態を見据えてということで、そちらのほうは問題ないということで承知しました。

以上です。

○松波会長 それでは、審議会としましては、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、「西友東陽町店」における大出産業株式会社による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(5) 「東毛東大島ビル」の変更について

○松波会長 最後に、江東区の「東毛東大島ビル」における、株式会社トウモウによる変更の届出による案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○金子課長代理 では、「東毛東大島ビル」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の9ページ、「1 届出の概要」をご覧ください。

届出日は、令和元年7月24日、設置者は株式会社トウモウ、店舗の名称は「東毛東大島ビル」、所在地は江東区大島七丁目38番30号、小売業者名は株式会社ダイエーほか7名です。

今回の変更届の内容は、廃棄物等保管施設の位置及び容量の変更と、荷さばき可能時間帯の変更の2点となります。

廃棄物等保管施設についてですが、届出書の22ページ、図面3-1、建物配置図（変更前）をご覧ください。変更前の廃棄物等保管施設1は、店舗北側駐輪場No.1との間でしたが、変更後はこの届出書を1枚おめくりいただきまして、23ページ図の3-2が建物配置図（変更後）になっておりますが、廃棄物等保管施設1は、すぐ近くの建物内に移動する予定です。変更する理由は、廃棄物等保管施設の見直しのため、変更予定日は、令和2年3月25日となっております。

また、荷さばき可能時間帯については、変更前は午前7時から午後10時まででしたが、午前6時から午後11時まで前後1時間広げる変更を行います。変更する理由は、荷さばき計画の見直しのため、変更予定日については、こちらは8カ月制限のかからない変更内容となりますので、既に令和元年8月10日から実施されております。

続きまして、「2 周辺の生活環境等」です。

当該店舗は、都営新宿線「東大島駅」の西約500メートルに位置しております。用途地域は、準工業地域及び商業地域で、周辺は東側、西側は準工業地域及び商業地域で、北側は準工業地域、南側は商業地域です。

店舗東側は区道を挟んでマンションが立地、西側は店舗及び住居が隣接、南側は主要地方道を挟んで店舗及びマンションが立地、北側は駐車場及び特別養護老人ホームが隣接しています。

「3 説明会について」ですが、令和元年8月30日（金）午後7時開始としてダイエ

一東大島店 店内会議室で開催することとしておりましたが、当日出席者はいなかったと報告を受けております。

「4 法8条に基づく意見」ですが、江東区の意見を令和元年10月15日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案についてご審議をお願いいたします。

宇於崎委員 ございますか。

○宇於崎委員 これは単純に資料のミスだと思いますが、この資料1の廃棄物保管庫のこれ面積平米になっているけど、多分立米、単位が間違っていると思います。

○金子課長代理 おっしゃるとおり、正しくは立方メートルです。申し訳ございません。

○松波会長 中西委員 ございますか。

○中西委員 結構です。

○松波会長 新田委員 ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 吉田委員 ございますか。

○吉田委員 すみません、ちょっと伺いたいのですが、変更する理由が、見直しのためって何か理由になっていますか。

○金子課長代理 店舗運営上、より良い方向に見直しをするということで、以前は屋外にあったものを建物内に入れようということで見直しをされたと聞いております。

○吉田委員 環境に配慮し、とかってそういうことで、見直すということですね。何かそこが入っていないと、何でも見直しで変更していいように取れちゃうんですね。

○金子課長代理 おっしゃるとおりだと思います。

○吉田委員 それから、これは変更後、随分減らされているんですけども、面積減っていますよね。25立方メートルから15って。これ、もともとの指針は満たしているんですか。

○金子課長代理 新設のときは指針ベースで計算するんですけども、今回の変更につきましては既に営業しておりますので、実績に見合った数字で届出をさせていただいております。

○吉田委員 駐車場と同じですね。何かその辺も最初はたくさん駐車場つくっておいて、

実績で使われていないから変更しますというのがありますよね。それと同じ状況で、最初の指針の数値は根拠があるのかという疑問が、この廃棄物施設の面積でもちょっとあるのかなという感覚がありますね、これを見ると。

○金子課長代理　ちなみにこちらの店舗の場合ですと、既届の内容が16ページにあり、前回届出いただいた容量の根拠につきましても載っているんですが、1個1個の容器の大きさというよりは、一定の空間で高さ1.5メートル等で計算していたというところも一つ要因かと思います。

○吉田委員　わかりました。見直しの前に一つ説明を入れることを、これからやっていただきたいと思います。

○金子課長代理　かしこまりました。

○松波会長　岡村委員ございますか。

○岡村委員　特にありません。

○松波会長　木村委員ございますか。

○木村委員　ありません。

○松波会長　上野委員ございますか。

○上野委員　ありません。

○松波会長　一ノ瀬委員ございますか。

○一ノ瀬委員　ありません。

○松波会長　野田委員ございますか。

○野田委員　ございません。

○松波会長　それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○松波会長　それでは、「東毛東大島ビル」における株式会社トウモウによる変更の届出については次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江東区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

以上で、本日の議題5件の審議は終了となります。ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。